

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月8日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社リソナホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 東 和 浩

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【縦覧に供する場所】 株式会社リソナホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2013年度 第1四半期 連結累計期間 (自2013年 4月1日 至2013年 6月30日)	2014年度 第1四半期 連結累計期間 (自2014年 4月1日 至2014年 6月30日)	2013年度 (自2013年 4月1日 至2014年 3月31日)
経常収益	百万円	211,047	189,117	826,935
うち信託報酬	百万円	5,655	5,594	23,748
経常利益	百万円	86,097	74,318	312,169
四半期純利益	百万円	62,180	53,394	
当期純利益	百万円			220,642
四半期包括利益	百万円	44,748	91,076	
包括利益	百万円			286,674
純資産額	百万円	2,189,447	1,971,445	1,956,412
総資産額	百万円	43,387,938	44,960,890	44,719,434
1株当たり四半期純利益金額	円	25.45	24.41	
1株当たり当期純利益金額	円			89.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	17.68	20.16	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円			64.97
自己資本比率	%	4.73	4.07	4.06
信託財産額	百万円	24,104,682	24,114,452	23,915,807

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は株式会社リソナ銀行1社であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

本四半期報告書提出日現在において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(9) 公的資金に関する事項

当社グループは、1998年3月以降、総額約3兆1,280億円（本四半期報告書提出日現在の残高、総額1,280億円（公的資金の残高は要返済額ベースで記載しております。なお、要返済額の内容については第一部【企業情報】第3【提出会社の状況】をご覧ください。））の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金（株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式）については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、第一部【企業情報】第3【提出会社の状況】をご覧ください）。当該優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

（金融経済環境）

当第1四半期連結累計期間の日本経済は、2014年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動で、消費者心理や企業の景況感が悪化し、個人消費や住宅投資にも影響がでました。物価面では、消費者物価指数は前年比プラスとなりましたが、日本銀行の「物価安定の目標」には届かない状態が続きました。設備投資は、受注動向から増加傾向に足踏みが見られている様子が確認されました。輸出については弱い外需を背景に横ばいでの推移となりました。

米国経済は、1月の寒波の影響から回復し、個人消費が堅調さを維持したほか、雇用面や住宅指標にも改善が見られました。欧州経済に関しては、ユーロ圏での物価上昇率の低下を受け、欧州中央銀行はマイナス金利の導入を含めた金融緩和策の実施を決定しました。中国経済は成長の鈍化が見られ、政府目標を下回る成長となりました。

金融市場では、6月に新成長戦略が閣議決定されましたが、日経平均を押し上げるには至りませんでした。米国株は経済指標の改善を背景に、ダウ平均株価は最高値を更新しました。一方、米国の長期金利は緩やかな物価上昇を背景に低位推移しました。国内長期金利については、日本銀行による大規模な国債買入を支えに低下しました。

（経営方針）

当社グループは、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本的な考え方のもと、「りそなイズムの承継と深化」「新しい金融サービス業としてのビジネスモデルの構築」「グループ連結運営のさらなる進化」の3つを中長期的な経営方針とし、お客さま・地域の皆さまに最も信頼されるよう努めてまいります。

具体的には、A：「オールりそな」の発揮、C：「クロスセラーズ」の徹底、L：「ローコストオペレーション」の推進という経営改革のACLを継続し、2つの基本戦略（「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」）と、4つの重点施策（「“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り」「お客さま接点の戦略的強化」「ローコストオペレーションのさらなる加速」「持続的成長を支える強固な財務基盤の継続」）の展開により、「お客さまとの価値の共創」と「サービスの質的向上」を通じた「グループ企業価値の最大化」を目指してまいります。

- 経営改革のACL -

A: 「オールリそな」の発揮

お客さまにとって真に役立つ“価値”を提供するために、当グループの持つあらゆるソリューション機能・商品・サービス・人材等を有機的に結合させ、グループの総合力を発揮してまいります。

C: 「クロスセラーズ」の徹底

お客さまの顕在・潜在ニーズを起点として、中長期的なリレーション・信頼関係のもとでお客さまの事業活動や生活シーンに寄り添い、リそなが持つソリューション機能・商品・サービスの提供等を通じて、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

L: 「ローコストオペレーション」の推進

お客さまの目線やお客さまの利便性・安全性の向上を重視しつつ、より効率的かつ効果的なオペレーションのあり方を絶えず志向し続けることで、さらなる競争力の向上を目指してまいります。

(業績)

当第1四半期連結累計期間における経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

経営成績は、経常利益が743億円、四半期純利益が533億円となりました。

連結粗利益については、預貸金利益や債券関係損益(先物等含む)が減少したこと等から前第1四半期連結累計期間比123億円減少して1,463億円となりました。また、株式等関係損益は前第1四半期連結累計期間比20億円減少して48億円となり、税金等調整前四半期純利益は153億円減少して733億円となりました。一方、税金費用等は66億円減少し、この結果、四半期純利益は前第1四半期連結累計期間比87億円減少して533億円となりました。また、1株当たり四半期純利益金額は24円41銭となりました。

財政状態については、連結総資産は前連結会計年度末比2,414億円増加して44兆9,608億円となりました。

資産の部では、有価証券が前連結会計年度末比1兆934億円減少して7兆6,050億円で、貸出金は前連結会計年度末比6,151億円減少して26兆864億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1,970億円減少して35兆5,488億円となりました。純資産の部では、公的資金の返済により資本剰余金が320億円減少する一方、四半期純利益の計上や、その他有価証券評価差額金の増加により前連結会計年度末比150億円増加して1兆9,714億円となりました。また信託財産は1,986億円増加して24兆1,144億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、579円68銭となっております。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前第1四半期連結累計期間比30億円減少し669億円で、与信費用控除後業務純益は、前第1四半期連結累計期間比25億円減少し246億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前第1四半期連結累計期間比23億円減少し656億円で、与信費用控除後業務純益は、前第1四半期連結累計期間比21億円増加し401億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前第1四半期連結累計期間比94億円減少し127億円で、与信費用控除後業務純益は、前第1四半期連結累計期間比94億円減少し102億円となりました。

なお、公的資金の注入のため預金保険機構に引き受けていただいている第3種第一回優先株式の全てについて、2014年7月25日開催の取締役会決議により設定された自己株式取得枠に基づき、同月30日付で取得及びその消却が完了し、預金保険法に基づく公的資金1,960億円(注入額ベース、取得額ベースでは2,349億円)の返済を実施いたしました。

本返済をもって、預金保険法に基づく公的資金(総額1兆9,600億円)の返済が完了しました。

なお、残る早期健全化法に基づく優先株式(要返済額1,280億円(要返済額の内容については第一部[企業情報]第3[提出会社の状況]をご覧ください。))につきましても、引き続き返済のための努力をしてまいります。

当第1四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前第1四半期 連結累計期間比
経常収益	2,110	1,891	219
連結粗利益	1,586	1,463	123
資金利益	1,064	1,026	37
信託報酬(償却後)	56	55	0
(信託勘定不良債権処理額)	0	0	0
役務取引等利益	362	344	17
特定取引利益	43	10	53
その他業務利益	145	25	120
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
営業経費	868	867	0
臨時損益	142	147	4
うち株式等関係損益	68	48	20
うち不良債権処理額	32	12	20
うち与信費用戻入額	120	126	6
うち持分法による投資損益	0	0	0
経常利益	860	743	117
特別利益	30	0	30
特別損失	4	9	5
税金等調整前四半期純利益	887	733	153
法人税、住民税及び事業税	236	186	50
法人税等調整額	6	4	10
少数株主利益	35	8	26
四半期純利益	621	533	87
与信費用総額	87	114	27

(注) 与信費用総額 = 信託勘定不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理額 + 与信費用戻入額

国内・海外別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は1,006億円、海外は32億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,026億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ55億円、10億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では344億円、25億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	105,035	3,014	1,555	106,494
	当第1四半期連結累計期間	100,693	3,259	1,255	102,697
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	116,856	3,609	2,085	118,380
	当第1四半期連結累計期間	111,051	3,853	2,156	112,748
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	11,821	595	530	11,886
	当第1四半期連結累計期間	10,357	593	900	10,050
信託報酬	前第1四半期連結累計期間	5,655			5,655
	当第1四半期連結累計期間	5,594			5,594
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	36,243	22	0	36,266
	当第1四半期連結累計期間	34,468	23		34,491
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	45,544	81	10	45,615
	当第1四半期連結累計期間	42,804	83		42,887
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	9,300	58	10	9,348
	当第1四半期連結累計期間	8,336	59		8,396
特定取引収支	前第1四半期連結累計期間	4,372			4,372
	当第1四半期連結累計期間	1,021			1,021
うち特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	157			157
	当第1四半期連結累計期間	1,462			1,462
うち特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	4,529			4,529
	当第1四半期連結累計期間	441			441
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	14,356	242		14,599
	当第1四半期連結累計期間	2,319	183		2,502
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	18,931	242		19,173
	当第1四半期連結累計期間	5,746	183		5,929
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	4,574			4,574
	当第1四半期連結累計期間	3,427			3,427

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は428億円、役務取引等費用合計は83億円となり、役務取引等収支合計では344億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	45,544	81	10	45,615
	当第1四半期連結累計期間	42,804	83		42,887
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	8,073	16		8,089
	当第1四半期連結累計期間	8,009	8		8,018
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	8,766	64		8,830
	当第1四半期連結累計期間	8,595	72		8,668
うち信託関連業務	前第1四半期連結累計期間	2,518			2,518
	当第1四半期連結累計期間	2,758			2,758
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	11,869			11,869
	当第1四半期連結累計期間	8,664			8,664
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	2,686			2,686
	当第1四半期連結累計期間	3,746			3,746
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	841			841
	当第1四半期連結累計期間	824			824
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	3,150			3,150
	当第1四半期連結累計期間	3,202			3,202
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	9,300	58	10	9,348
	当第1四半期連結累計期間	8,336	59		8,396
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	2,218			2,218
	当第1四半期連結累計期間	2,249			2,249

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の状況

当第1四半期連結累計期間の特定取引収益は14億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	157			157
	当第1四半期連結累計期間	1,462			1,462
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	209			209
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	1,189			1,189
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	157			157
	当第1四半期連結累計期間	63			63
特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	4,529			4,529
	当第1四半期連結累計期間	441			441
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	38			38
	当第1四半期連結累計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	752			752
	当第1四半期連結累計期間	441			441
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結累計期間	3,738			3,738
	当第1四半期連結累計期間				
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	35,009,143	57,514		35,066,658
	当第1四半期連結会計期間	35,495,565	54,269	1,013	35,548,821
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	22,014,402	32,289		22,046,691
	当第1四半期連結会計期間	22,884,161	29,881		22,914,043
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	12,265,347	25,225		12,290,573
	当第1四半期連結会計期間	11,652,533	24,388		11,676,922
うちその他	前第1四半期連結会計期間	729,393			729,393
	当第1四半期連結会計期間	958,870		1,013	957,856
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	1,284,710			1,284,710
	当第1四半期連結会計期間	1,747,970			1,747,970
総合計	前第1四半期連結会計期間	36,293,853	57,514		36,351,368
	当第1四半期連結会計期間	37,243,535	54,269	1,013	37,296,791

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,803,216	100.00	26,003,490	100.00
製造業	2,524,135	9.78	2,497,580	9.60
農業,林業	11,754	0.05	10,610	0.04
漁業	1,162	0.00	1,265	0.00
鉱業,採石業,砂利採取業	12,914	0.05	11,812	0.05
建設業	613,000	2.38	584,325	2.25
電気・ガス・熱供給・水道業	111,229	0.43	141,859	0.55
情報通信業	239,814	0.93	217,466	0.84
運輸業,郵便業	482,933	1.87	489,095	1.88
卸売業,小売業	2,347,645	9.10	2,295,152	8.83
金融業,保険業	597,033	2.31	566,426	2.18
不動産業	2,667,029	10.33	2,804,212	10.78
物品賃貸業	303,479	1.18	309,093	1.19
各種サービス業	1,490,653	5.78	1,468,686	5.65
国,地方公共団体	861,287	3.34	849,331	3.27
その他	13,539,142	52.47	13,756,572	52.89
海外及び特別国際金融取引勘定分	78,782	100.00	82,992	100.00
政府等				
金融機関				
その他	78,782	100.00	82,992	100.00
合計	25,881,998		26,086,483	

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,637,265	48.97	12,883,412	49.54

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	51,535	0.21	42,266	0.17
有価証券	63	0.00	120	0.00
信託受益権	22,675,385	94.07	22,721,948	94.23
受託有価証券	5,736	0.02	7,678	0.03
金銭債権	349,433	1.45	290,920	1.21
有形固定資産	488,024	2.03	442,175	1.83
無形固定資産	2,022	0.01	1,554	0.01
その他債権	6,402	0.03	6,397	0.03
銀行勘定貸	509,458	2.11	586,806	2.43
現金預け金	16,618	0.07	14,584	0.06
合計	24,104,682	100.00	24,114,452	100.00

負債

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,180,279	29.79	7,096,460	29.43
年金信託	3,719,233	15.43	3,650,116	15.14
財産形成給付信託	1,128	0.01	1,117	0.01
投資信託	11,618,687	48.20	11,961,474	49.60
金銭信託以外の金銭の信託	359,721	1.49	358,274	1.48
有価証券の信託	116,727	0.48	30,519	0.13
金銭債権の信託	359,888	1.49	310,793	1.29
土地及びその定着物の信託	116,815	0.49	118,166	0.49
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,835	0.01		
包括信託	629,366	2.61	587,529	2.43
合計	24,104,682	100.00	24,114,452	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	131	0.26	19	0.04
農業,林業				
漁業				
鉱業,採石業,砂利採取業				
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業,郵便業	39	0.08	33	0.08
卸売業,小売業	90	0.17	74	0.18
金融業,保険業	5,661	10.98	3,173	7.51
不動産業	1,229	2.39	1,017	2.41
物品賃貸業				
各種サービス業	9	0.02	8	0.02
国,地方公共団体				
その他	44,373	86.10	37,939	89.76
合計	51,535	100.00	42,266	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	39,018	75.71	33,705	79.74

元本補填契約のある信託の運用 / 受入状況

金銭信託

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	51,535	9.34	42,266	6.93
有価証券				
その他	500,524	90.66	567,777	93.07
資産計	552,060	100.00	610,043	100.00
元本	551,609	99.92	609,625	99.93
債権償却準備金	154	0.03	126	0.02
その他	296	0.05	292	0.05
負債計	552,060	100.00	610,043	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第1四半期
連結会計期間 貸出金51,535百万円のうち、延滞債権額は1,115百万円、貸出条件緩和債権額は1,839百万円であります。なお、破綻先債権額および3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は2,955百万円であります。

当第1四半期
連結会計期間 貸出金42,266百万円のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は909百万円、貸出条件緩和債権額は7百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は949百万円であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第四回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第一回第8種優先株式	10,000,000 (注)
第二回第8種優先株式	10,000,000 (注)
第三回第8種優先株式	10,000,000 (注)
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注)
計	6,274,520,000

(注) 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとします。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2014年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2014年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,324,118,091	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	98,000,000	(注)1		単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,451,638,091	2,353,638,091 (注)1		

(注)1 「提出日現在発行数」には、2014年8月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。なお、2014年7月30日に自己株式(第3種第一回優先株式)の取得・消却(98,000,000株)が完了しております。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しておりましたが、2014年7月30日に全部の取得・消却を完了し、預金保険機構の議決権は0となりました。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

修正の頻度

1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

引換価額の下限

1,501円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(本四半期報告書提出日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.71%)

(4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。

- (1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め
当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。
- (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め
特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
- (3) 株式の売買に関する取り決め
早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。
- (4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め
該当なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。

- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)の合計額とする。

- (イ) 基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)

$$68円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：

当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額：

600億円

- (ロ) 特別優先配当金

1株につき120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)

非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額(上記に定める基本優先配当金の額)の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は1,501円とする。

引換価額の修正

引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、その翌日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受けるとの議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

修正の頻度

1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

引換価額の下限

3,240円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

30,864,197株(本四半期報告書提出日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.32%)

(4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。

- (1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め
当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。
- (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め
特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
- (3) 株式の売買に関する取り決め
早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。
- (4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め
該当なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。

- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 己種優先配当金

己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。

- (イ) 基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)

$$185円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額:

当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額:

1,000億円

- (ロ) 特別優先配当金

1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)

非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金(上記に定める基本優先配当金の額)の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は3,240円とする。

引換価額の修正

引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった己種優先株式は、その翌日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回る場合は、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

修正の頻度

1年に1度(2011年5月1日以降毎年5月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

引換価額の下限

154円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

2014年7月30日に第3種第一回優先株式の全部の取得・消却を完了しているため、本四半期報告書提出日現在における取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式はありません。

(4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
 - 第3種優先配当金
 - 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - 第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
 - 配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - 配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
 - 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - 年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。
 - ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - 非累積条項
 - ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - 非参加条項
 - 第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - 第3種優先中間配当金
 - 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
 - 残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
 - 丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - 取得を請求し得べき期間
 - 2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - 引換価額
 - 引換価額は512円とする。
 - 引換価額の修正
 - 引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
 - この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - 引換価額の調整
 - 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
 - (5) 取得条項
 - 該当ありません。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日 ~2014年6月30日		2,451,638		50,472		50,472

(注) 2014年7月30日付けで、預金保険法に基づく第3種第一回優先株式の全部(98,000千株)について自己株式の取得・消却を完了しており、発行済株式総数は2,353,638千株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2014年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2014年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000		各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 130,931,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,192,232,800 第3種第一回優先株式 98,000,000	普通株式 21,922,328 第3種第一回優先株式 980,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1、2、4
単元未満株式	普通株式 954,291		(注) 3
発行済株式総数	2,451,638,091		
総株主の議決権		22,902,328	

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株(議決権64個)および従業員持株会支援信託E S O P保有の株式6,273,200株(議決権62,732個)が含まれております。
- 2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式97株が含まれております。
- 4 2014年7月30日に第3種第一回優先株式の全部の取得・消却を完了し、第3種第一回優先株式およびその議決権はなくなりました。

【自己株式等】

2014年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	130,931,000		130,931,000	5.63
計		130,931,000		130,931,000	5.63

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
- 3 2014年6月30日現在の自己名義所有株式数は130,933,100株であります。なお、この他に従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式が5,810,100株あります。

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自2014年4月1日 至2014年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自2014年4月1日 至2014年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
資産の部		
現金預け金	6,471,899	8,075,250
コールローン及び買入手形	154,318	277,717
買入金銭債権	332,671	333,653
特定取引資産	616,571	682,948
金銭の信託	193	541
有価証券	8,698,464	7,605,047
貸出金	¹ 26,701,668	¹ 26,086,483
外国為替	72,757	60,393
その他資産	934,781	1,108,814
有形固定資産	307,887	306,868
無形固定資産	40,475	39,838
退職給付に係る資産	24,548	24,274
繰延税金資産	128,970	110,362
支払承諾見返	490,552	491,514
貸倒引当金	256,192	242,710
投資損失引当金	133	107
資産の部合計	44,719,434	44,960,890

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
負債の部		
預金	35,745,906	35,548,821
譲渡性預金	1,949,860	1,747,970
コールマネー及び売渡手形	854,793	1,232,223
売現先勘定	38,994	-
債券貸借取引受入担保金	49,891	91,491
特定取引負債	305,542	321,445
借入金	1,081,701	1,021,699
外国為替	1,173	3,088
社債	696,418	673,345
信託勘定借	533,844	586,806
その他負債	902,887	1,177,621
賞与引当金	18,070	3,869
退職給付に係る負債	26,978	24,933
その他の引当金	42,418	40,544
繰延税金負債	290	373
再評価に係る繰延税金負債	23,696	23,696
支払承諾	490,552	491,514
負債の部合計	42,763,022	42,989,445
純資産の部		
資本金	50,472	50,472
資本剰余金	409,293	377,293
利益剰余金	1,169,785	1,177,717
自己株式	85,855	85,689
株主資本合計	1,543,696	1,519,793
その他有価証券評価差額金	244,166	275,041
繰延ヘッジ損益	28,110	32,323
土地再評価差額金	41,254	41,254
為替換算調整勘定	4,081	2,670
退職給付に係る調整累計額	35,965	35,753
その他の包括利益累計額合計	273,484	310,195
少数株主持分	139,231	141,456
純資産の部合計	1,956,412	1,971,445
負債及び純資産の部合計	44,719,434	44,960,890

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
経常収益	211,047	189,117
資金運用収益	118,380	112,748
(うち貸出金利息)	99,845	94,003
(うち有価証券利息配当金)	12,866	11,590
信託報酬	5,655	5,594
役務取引等収益	45,615	42,887
特定取引収益	157	1,462
その他業務収益	19,173	5,929
その他経常収益	¹ 22,065	¹ 20,494
経常費用	124,950	114,798
資金調達費用	11,886	10,050
(うち預金利息)	5,448	3,955
役務取引等費用	9,348	8,396
特定取引費用	4,529	441
その他業務費用	4,574	3,427
営業経費	86,839	86,745
その他経常費用	² 7,772	² 5,737
経常利益	86,097	74,318
特別利益	3,090	0
固定資産処分益	3,090	0
特別損失	445	965
固定資産処分損	336	359
減損損失	108	605
税金等調整前四半期純利益	88,743	73,353
法人税、住民税及び事業税	23,686	18,641
法人税等調整額	624	453
法人税等合計	23,061	19,095
少数株主損益調整前四半期純利益	65,681	54,258
少数株主利益	3,500	863
四半期純利益	62,180	53,394

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2013年4月1日 至2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2014年4月1日 至2014年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	65,681	54,258
その他の包括利益	20,932	36,818
其他有価証券評価差額金	13,745	30,867
繰延ヘッジ損益	14,622	4,213
為替換算調整勘定	7,443	1,527
退職給付に係る調整額	-	210
持分法適用会社に対する持分相当額	7	0
四半期包括利益	44,748	91,076
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	35,250	90,104
少数株主に係る四半期包括利益	9,498	971

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について「従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法」から「退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が636百万円増加、退職給付に係る負債が1,110百万円減少し、利益剰余金が1,483百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額)

当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。

当第1四半期連結会計期間末における丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,280億円(前連結会計年度1,600億円)であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
破綻先債権額	8,252百万円	8,794百万円
延滞債権額	370,148百万円	360,405百万円
3ヵ月以上延滞債権額	3,757百万円	5,306百万円
貸出条件緩和債権額	264,509百万円	251,179百万円
合計額	646,668百万円	625,686百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
金銭信託	558,345百万円	609,625百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
貸倒引当金戻入益	7,654百万円	9,442百万円
償却債権取立益	4,351百万円	3,233百万円
株式等売却益	7,166百万円	5,018百万円

2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
貸出金償却	2,998百万円	1,469百万円
株式等売却損	37百万円	0百万円
株式等償却	267百万円	218百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
減価償却費	7,023百万円	6,230百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年5月10日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2013年3月31日	2013年6月5日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,734	21.04			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
第6種優先株式	3,712	1,237.50				

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pに対する配当91百万円が含まれております。

2 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	340,472	237,082	1,315,470	89,596	1,803,428
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)					
剰余金の配当			46,327		46,327
四半期純利益(累計)			62,180		62,180
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		179	179
利益剰余金から資本金への振替(注)	320,000		320,000		
資本金から資本剰余金への振替(注)	610,000	610,000			
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)合計	290,000	609,999	304,146	178	16,031
当第1四半期連結会計期間末残高	50,472	847,082	1,011,323	89,418	1,819,459

(注) 2013年6月24日に、利益剰余金の資本組入れにより、利益剰余金は320,000百万円減少し、資本金は同額増加しております。また、同日、資本金から資本剰余金に610,000百万円振り替えております。

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年5月13日 取締役会	種類株式					
	丙種第一回優先株式	12,000	1,000.00	2014年3月31日	2014年6月4日	資本剰余金
	己種第一回優先株式	20,000	2,500.00			
	普通株式	32,897	15.00	2014年3月31日	2014年6月5日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	1,863	19.02			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
第5種優先株式	3,675	918.75				
第6種優先株式	3,712	1,237.50				

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pに対する配当94百万円が含まれております。

2 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,472	409,293	1,169,785	85,855	1,543,696
会計方針の変更による累積的影響額			1,483		1,483
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,472	409,293	1,171,268	85,855	1,545,179
当第1四半期連結会計期間末までの変動額(累計)					
剰余金(その他資本剰余金)の配当		32,000			32,000
剰余金の配当			46,946		46,946
四半期純利益(累計)			53,394		53,394
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		166	166
当第1四半期連結会計期間末までの変動額(累計)合計		32,000	6,448	165	25,385
当第1四半期連結会計期間末残高	50,472	377,293	1,177,717	85,689	1,519,793

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	70,040	68,048	22,128	160,216	1,629	158,587
経費	44,412	37,016	2,417	83,846		83,846
実勢業務純益	25,628	31,037	19,710	76,376	1,629	74,746
与信費用	1,580	6,977		8,557		8,557
与信費用控除後業務純益(計)	27,208	38,014	19,710	84,934	1,629	83,304

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額 5百万円(損失)を除いております。
 4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	84,934
「その他」の区分の損益	1,629
与信費用以外の臨時損益	1,267
特別損益	439
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,611
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	88,743

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	66,964	65,654	12,700	145,318	2,418	142,900
経費	43,328	36,991	2,436	82,757		82,757
実勢業務純益	23,635	28,640	10,263	62,539	2,418	60,121
与信費用	1,016	11,492		12,509		12,509
与信費用控除後業務純益(計)	24,652	40,133	10,263	75,049	2,418	72,630

(注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額21百万円(利益)を除いております。

4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	75,049
「その他」の区分の損益	2,418
与信費用以外の臨時損益	315
特別損益	965
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	2,003
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	73,353

(注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2014年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,708,395	1,761,890	53,495
地方債	434,802	449,066	14,264
社債	7,544	7,635	90
合計	2,150,742	2,218,592	67,850

当第1四半期連結会計期間(2014年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,708,082	1,762,682	54,599
地方債	440,461	456,038	15,577
社債	8,854	8,957	103
合計	2,157,397	2,227,678	70,280

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2014年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	331,933	649,109	317,175
債券	5,553,538	5,565,410	11,871
国債	4,453,574	4,454,469	895
地方債	199,411	204,643	5,232
社債	900,553	906,296	5,743
その他	315,630	319,863	4,232
合計	6,201,103	6,534,382	333,279

当第1四半期連結会計期間(2014年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	333,327	690,618	357,290
債券	4,382,535	4,399,010	16,474
国債	3,292,300	3,296,845	4,544
地方債	201,615	207,104	5,489
社債	888,619	895,060	6,440
その他	339,180	345,147	5,966
合計	5,055,044	5,434,776	379,731

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は115百万円であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は367百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2014年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	121,625	10	10
店頭	金利スワップ	51,293,408	24,046	24,046
	キャップ	65,659	984	1,056
	フローアー	81,159	1,500	1,401
	スワップション	1,467,600	2,930	543
合 計			29,472	27,057

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2014年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	209,255	0	0
店頭	金利スワップ	50,310,976	19,551	19,551
	キャップ	59,152	925	991
	フローアー	77,113	1,471	1,369
	スワップション	1,286,600	4,241	1,484
合 計			26,190	23,397

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2014年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,535,143	13,412	144
	為替予約	1,325,145	57,715	57,715
	通貨オプション	2,489,198	45,901	29,440
合 計			1,598	28,420

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2014年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,468,949	13,501	734
	為替予約	1,658,806	50,185	50,185
	通貨オプション	2,388,021	42,846	24,238
合 計			6,162	26,681

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	25.45	24.41
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	62,180	53,394
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	62,180	53,394
普通株式の期中平均株式数	千株	2,443,256	2,187,027
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	17.68	20.16
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	1,072,526	460,950

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式 6,158千株(前第1四半期連結累計期間7,505千株)を控除しております。

(重要な後発事象)

当社は、2013年5月10日付けで策定いたしました『公的資金完済プラン』の一環として、2014年7月25日開催の取締役会において、公的資金の注入のため預金保険機構に引き受けていただいている第3種第一回優先株式(以下、本優先株式といいます。)の全てについて、自己株式取得枠の設定を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議により設定された自己株式取得枠に基づき、本優先株式の全てを同月30日付けで自己株式として取得し、取得した自己株式は、同日その全てを消却いたしました。

1 自己株式取得枠設定の内容

(1) 取得対象株式の種類	第3種第一回優先株式
(2) 取得し得る株式の総数	98,000,000株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	234,945,200,000円(上限)
(4) 株式を取得すると引換に交付する金銭等の内容	金銭
(5) 取得期間	2014年7月25日～2014年7月30日

本優先株式取得は、『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、預金保険法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものです。『公的資金完済プラン』においては、2017年度までを目処に本優先株式に係る公的資金を返済する予定としておりましたが、自己資本の順調な積み上がりを背景に、本優先株式に係る潜在株式に関する希薄化リスクの解消および普通株式の価値向上を早期に実現するため、今般、本優先株式取得を実施するものであります。

2 取得および消却の内容

(1) 取得対象株式の種類	第3種第一回優先株式
(2) 取得した株式の総数	98,000,000株
(3) 株式の取得価額	1株につき金2,397円40銭
(4) 株式の取得価額の総額	234,945,200,000円(総額)
(5) 取得日	2014年7月30日

取得した自己株式(第3種第一回優先株式)については、同日その全てを消却いたしました。

2 【その他】

(1) 剰余金の配当に係る取締役会決議の内容

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年5月13日 取締役会	種類株式					
	丙種第一回優先株式	12,000	1,000.00	2014年3月31日	2014年6月4日	資本剰余金
	己種第一回優先株式	20,000	2,500.00			
	普通株式	32,897	15.00	2014年3月31日	2014年6月5日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	1,863	19.02			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
第6種優先株式	3,712	1,237.50				

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pに対する配当94百万円が含まれております。

(2) 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
1株当たり純資産額	円	552.89	579.68
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,956,412	1,971,445
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	747,280	703,456
うち少数株主持分	百万円	139,231	141,456
うち優先株式	百万円	594,000	562,000
うち優先配当額	百万円	14,048	
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	1,209,132	1,267,988
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	2,186,913	2,187,374

* 1 丙種優先株式及び己種優先株式につきましては、(追加情報)に記載の特別優先配当によっても残余財産分配請求権(合計で1,600億円)は減少いたしません。2013年5月10日公表の「公的資金完済プラン」に基づく返済スキーム(その他資本剰余金を原資とする特別優先配当により公的資金注入額を返済)の実態を重視し、「純資産の部の合計額」から当該優先株式に係る公的資金の要返済額1,280億円(前連結会計年度1,600億円)を控除することにより「普通株式に係る四半期連結会計期間末の純資産額」を計算しております(「うち優先株式」に計上)。なお、前連結会計年度末を基準日としその他資本剰余金を原資とする特別優先配当金320億円は、前記の公的資金要返済額と重複することとなるため、前連結会計年度の「純資産の部の合計額」から控除していません。

* 2 「1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式5,810千株(前連結会計年度6,273千株)を控除してあります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年 8月 6日

株式会社 リそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	充 男 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の2014年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第3種第一回優先株式の全てを2014年7月30日付けで自己株式として取得し、消却している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。